平成21年所沢市議会第3回定例会

予算の補正や条例の一部改正など20議案を可決しました

平成21年所沢市議会第３回定例会は、９月３日～18日の16日間の会期で開かれました。市長は32議案を提出し、審議の結果、閉会中に審議される決算認定議案を除く20議案について原案どおり可決されました。

可決された議案の主な内容を報告します。

■**条例関係**…５件（一部改正５件）
■**指定管理者の指定**…１件
■**請負契約**…３件
■**財産の取得**…１件
■**市道路線の認定・廃止**…２件（認定１件・廃止１件）
■**人事案件**…１件
▼教育委員の任命
・議会の同意を得て、冨田常世氏を教育委員会委員に任命しました。
■**諮　問**…２件
▼産業廃棄物処理計画書に係る意見を求めることについて
・意見を付して回答されました。
▼人権擁護委員の推薦
・議会の同意を得て、新井恒一氏を人権擁護委員に推薦しました。
■**平成20年度決算認定**…12件（一般会計・特別会計９件、事業会計２件）
・決算特別委員会に付託されました。
◎市議会の詳細は「市議会だより」（議会事務局発行）、または市ホームページ（「市議会」をクリック）でご覧になれます。

■**補正予算関係**…５件（一般会計１件、特別会計４件）

会　計	追加額	総　額
一般会計	33億5,526万１千円	871億9,785万５千円
国民健康保険特別会計	4,160万８千円	325億2,166万６千円
老人保健特別会計	1億2,374万７千円	1億3,754万７千円
介護保険特別会計	8億9,563万　円	144億　563万　円
後期高齢者医療特別会計	1,957万２千円	27億　857万２千円

定額給付金の申請期限は11月９日(月)です

この日を過ぎますと申請をすることができません。ご注意ください。

まだ、申請がお済みでない方は、給付手続きをお急ぎください。

また、申請書が届いていない、あるいは決定通知が届いたにもかかわらず振り込みがない場合はご連絡ください。

◎８月から現金給付の受付を開始しました。詳細はお問い合わせください。

専用ダイヤル　☎2991-7700
定額給付金室　☎2998-9411

11月9日(月)～15日(日) 秋の全国火災予防運動

問い合わせ　消防本部予防課☎2929-9121FAX2929-9128

全国統一防火標語
『消えるまで　ゆっくり火の元　にらめっ子』

火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図ることで火災の発生を防止するとともに、万一発生してしまった火災でも被害を最小限にとどめ、尊い生命と貴重な財産の損失を防止することを目的として行われます。

火災予防重点目標

●住宅防火対策の推進
●放火火災・連続放火火災防止対策の推進
●特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
●製品火災の発生防止に向けた取り組みの推進
●震災時における出火防止対策等の推進
●消火器の適切な維持管理
●乾燥時および強風時の火災発生防止対策の推進
●危険物火災防止対策の推進

撮影：市民カメラマン・岩田洋一

火災予防イベント

火災予防運動期間中、次のとおりイベントを開催します。ぜひお立ち寄りください。

■**火災予防ポスター展**
とき　11月９日(月)～13日(金)
ところ　市役所１階市民ホール
内　容　市内の小・中学生が描いた防火ポスターの展示
■**火災予防キャンペーン**
泉町保育園の園児と市消防音楽隊が、所沢駅前のプロペ通りをパレードします。その後、ワルツビルオーバルデッキ下で防火を呼びかける演奏を披露します。
とき　11月14日(土)午後２時～

所沢市消防団特別点検

消防団の厳正な規律や消防技術を市長が点検し、その勇姿を多くの市民の皆さんに披露する消防団特別点検を行います。

ぜひ、ご観覧ください。

とき　11月15日(日)午前８時30分～正午
ところ　南小学校
内　容　消防団員の規律や日ごろ訓練した消防技術についての市長点検、消防車の行進や放水訓練等
◎当日、午前７時にサイレンが鳴ります。火災と間違えないようにしてください。
問い合わせ
消防本部警防課
☎2929-9122
FAX2929-9129

撮影：市民カメラマン・塩野入好文

住宅用火災警報器の取り付けをサポートします

火災予防条例により平成20年６月１日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置を義務化しました。

住宅用火災警報器は、火災による煙または熱を感知して警報音等で居住者へ火災の発生を知らせるもので、その普及により、火災での死傷者が大幅に少なくなることが期待されています。

住宅用火災警報器の取り付け方が「わからない」または「難しくて困っている」といった方には、消防職員がご自宅へお伺いし、無償で取り付け作業を行います。お気軽にご相談ください。

期　間　11月１日～平成22年３月31日
対　象　市内在住で、電池式の住宅用火災警報器をすでに購入済みの方
◎消防職員は、取り付け作業のみを行いますので、住宅用火災警報器は、事前に購入をお願いします。

申し込み・問い合わせ　住所、氏名、電話番号を消防本部予防課
☎2929-9121FAX2929-9128
Ｅメールb29299121@city.tokorozawa.saitama.jpへ電話、ＦＡＸ、Ｅメール
◎指定の申込書は特にありません。